

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	
○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正	地域づくり推進課
○長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正	資源循環推進課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の休止	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	"
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・保安林の指定(3件)	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	"
・土地改良区の役員の住所変更	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	総 務 課
◎ 教育委員会告示	
・令和4年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員	総 務 課
◎ 正 誤	
・令和3年6月8日付け長崎県公報第11026号中	総 務 文 書 課
・令和3年4月16日付け長崎県公報第11012号中	港 湾 課

告 示

長崎県告示第458号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第456号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略						1～3 略					
4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日府海事第7号。以下「交付要綱」という。）第2章第4節に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 （1）雇用機会拡充事業 ア 事業費 雇用機会拡充事業の実施に要する経費 イ 附帯事務費 アの経費に係る事業の実施に関する計画の審査及び選定並びに事業の推進に必要な事務に要する経費 ウ 調査費 アの経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	<u>（1）</u> <u>ア</u> <u>100分の62.5以内</u> <u>イ</u> <u>100分の62.5以内</u> <u>ウ ①</u> <u>対象経費のうち500万円を超えない範囲について</u>	<u>（1）</u> <u>ア</u> <u>特定有人国境離島地域を有する市町</u> <u>イ</u> <u>特定有人国境離島地域を有する市町</u> <u>ウ ①</u> <u>対馬市、杓岐市、五島市、新上五島町</u>	4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。	<u>（1）</u> <u>ア</u> <u>100分の62.5以内</u> <u>イ</u> <u>附帯事務費アの経費に係る事業の実施に関する計画の審査及び選定並びに事業の推進に必要な事務に要する経費</u> <u>ウ</u> <u>調査費アの経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費</u>	<u>（1）</u> <u>100分の62.5以内</u> <u>イ</u> <u>特定有人国境離島地域を有する市町</u> <u>ウ</u> <u>調査費アの経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費</u>	特定有人国境離島地域を有する市町

			100分の75以内、500万円を超える範囲について						
			100分の50以内						
			② 対象経費のうち100万円を超えない範囲について		② 佐世保市、西海市、小値賀町				
			100分の75以内、100万円を超える範囲について						
			100分の50以内						
		上記のほか、対象経費として別に定める経費	別に定める算定表で算出した額以内					上記のほか、対象経費として別に定める経費	別に定める算定表で算出した額以内
	(2) 雇用充足促進事業		(2) 100分の77.5以内	(2) 特定有人国境離島地域を有する市町				(2) 雇用充足促進事業	(2) 100分の77.5以内
	ア 事業費							ア 事業費	
	イ 雇用充足促進事業の実施に要する経費							イ 雇用充足促進事業の実施に要する経費	
	イ 附帯事務費							イ 附帯事務費	
	アの経費							アの経費	

<p>I ターン 者などによる創業 や就業、 事業承継 を支援す ること により、 それら の人財 の活動 を通じ、 地域振 興を 図ると ともに、 本県へ の移住・ 定住を 促進す ることを 目的と する。</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認められた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者</p>	<p>(2) 略 (2) 略</p>	<p>I ターン 者などによる創業 や就業、 事業承継 を支援す ること により、 それら の人財 の活動 を通じ、 地域振 興を 図ると ともに、 本県へ の移住・ 定住を 促進す ることを 目的と する。</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認められた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者</p>	<p>(2) 略 (2) 略</p>
	<p>(3) 事業拡充事業 新たに雇用を創出する次の事業を実施する者に対して、市町が実施する事業拡充事業に要する経費 補助対象者が実施する事業拡充事業支給対象者の公募、審査、決定、検査等に要する附帯事務費</p>	<p>(3) 略 (3) 略</p>		<p>(3) 事業拡充事業 新たに雇用を創出する次の事業を実施する者に対して、市町が実施する事業拡充事業に要する経費</p>	<p>(3) 略 (3) 略</p>

			ア 地域産業の振興に資する事業、若しくは、地域課題の解決に資する事業 イ 特に知事が認める事業		
8 略					

			ア 地域産業の振興に資する事業、若しくは、地域課題の解決に資する事業 イ 特に知事が認める事業 <u>(4) 事業承継事業</u> 地域産業の振興に資する事業、若しくは、地域課題の解決に資する事業に対して、市町が支援する事業に要する経費	(4) $\frac{2}{1}$ 以内	(4) 市町
8 略					

交通政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県バス運行対策費補助金	地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持確保を図り、地域住民の福祉の確保に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域間幹線系統確保維持費 地域間幹線系統に係る補助対象経費用の見込額と経常収益の見込額との差額 (2) 略	略	
2～11 略					

交通政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県バス運行対策費補助金	地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持確保を図り、地域住民の福祉の確保に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域間幹線系統確保維持費 地域間幹線系統に係る補助対象経費用の見込額と経常収益の見込額との差額 <u>令和2年度事業において、地域間幹線系統確保維持費補助金の対象となっている路線については、乗車密度等に応じて減額された金額分を補助</u> (2) 略	略	
2～11 略					
12	長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金	九州新幹線西九州ルートの実現を図る	補助対象者が九州新幹線西九州ルートの実現のために行う要望活動、情報収集活動並びに広報及び啓発活動に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎新幹線・鉄道利用促進協議会

12～18 略

13～19 略

20	長崎県 公共交通事業 継続等 支援事 業奨励 金	新型コ ロナウ イルス 感染症 の感染 予防策 や交流 人口 拡大に 向けた 利用 促進策 を講じ ながら 公共交 通事業 を継続 する事 業者を 支援す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 路線バス事 業者にあつ ては、バス (11人乗り以 上) 1台あた り300千円と し、主に長崎 県内の路線で 事業を実施す るために運行 する台数を乗 じた額とす る。ただし、 1事業者あた りの上限額は 100,000千円 とする。 (2) タクシー事 業者にあつて は、タクシー 1台あたり50 千円とし、長 崎県内で事業 を実施するた めに運行する 台数を乗じた 額とする。た だし、1事業 者あたりの上 限額を10,000 千円とする。 (3) 鉄道事業者 にあつては、 車両1両あた り2,000千円 とし、長崎県 内で事業を実 施するために 運行する車両 数を乗じた額 とする。 (4) 軌道事業者 にあつては、 車両1両あた り300千円と し、長崎県内 で事業を実 施するために 運行する車両 数を乗じた額 とする。 (5) 航路事業者 にあつては、 カーフェリー 1隻あたり 10,000千円、	令和2 年7月 1日時 点で事 業に使 用する 台数、 車両数 及び隻 数を基 準とす る10分 の10以 内の 額。た だし、 予算の 範囲内 で知事 が定め る額を 限度と する。	(1) 一 般乗 合旅 客自 動車 運送 事業 を営 む者 のう ち、 路線 定期 運行事 業者 (2) 一 般乗 用旅 客自 動車 運送 事業 者(福 祉輸 送事 業限 定を 除く) (3) 第 一 種 鉄 道 事 業 者 (4) 軌 道 運 輸 事 業 者 (5) 二 般 旅 客 定 期 航 路 事 業 者
----	---	--	---	--	---

			20トン以上の旅客船1隻あたり5,000千円、20トン未満の旅客船1隻あたり500千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗じた額とする。ただし、航路の一部又は全部に関わらず、長崎県から航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶及びドック時代船を除く。		業者
21	長崎県 離島航 空路線 確保緊 急支援 補助金	新型コ ロナウ イル ス感 染症 の影 響が 大き い離 島航 空路 線の 安定 化を 図る。	県内の離島の航空路線に就航する航空機の導入に要する費用のうち、国の航空機等購入費補助金及び長崎県航空機購入費補助金の対象とならない経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	オリエンタルエアブリッジ株式会社
22	長崎県 貸切バ ス事業 継続等 支援事 業奨励 金	新型コ ロナウ イル ス感 染症 の感 染予 防対 策や 交流 人口 拡大 に向 けた 利用 促進 対策 を講 じな がら 貸切 バス 事業 を継 続す る貸 切バ ス事 業者 を支 援す る。	貸切バス1台あたり200千円とし、長崎県内で保有する台数を乗じた額とする	令和2年10月1日時点で事業に使用する台数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	一般貸切旅客自動車運送事業を営む者のうち、長崎県内に本社がある事業者
23 略					
24	長崎県 路線バ ス運行	地域住 民の 生活 に必 要な バ	令和2年度の長崎県バス対策協議会で承認され	経常費用の45%の	乗合バス事業者

19 略

						<p>費緊急 対策事 業支援 金</p> <p>ス路線の 運行の維 持確保を 図り、地 域住民の 福祉に資 する。</p>	<p>た「生活バス路 線維持確保計画 （県単補助）」 に掲げる路線の うち、補助要件 から外れた路線 に対して、当該 路線の経常費用 の45%の2分の 1を補助</p>	<p>2分の 1。た だし、 予算の 範囲内 におい て定め る額を 限度額 とする 。</p>	
25	長崎県 定期高 速バス 等緊急 対策事 業支援 金	<p>公共交通 機関が社 会経済活 動に必要 不可欠で あること から、新 型コロナ ウイルス 感染症の 感染予防 対策を講 じながら 公共交通 事業の継 続に繋げ る。</p>	<p>長崎空港を発着 する定期運行 （航）路線、ま たは長崎県内と 他県を結ぶ定期 運行路線につい て、平成31年4 月から令和2年 3月までの運送 収入実績額か ら、令和2年4 月から令和2年 12月までの運送 収入実績額と令 和3年1月から 令和3年3月ま での運送収入見 込み額の合計額 を差引いた額 に、平成31年4 月から令和元年 12月までの総運 行（航）便数と 令和2年同期間 の総運行（航） 便数を比較して 算出される1ヶ 月あたりの平均 減便率を乗じた 額</p>	<p>対象経 費の2 分の1 以内の 額とし 、予算 の範囲 内にお いて定 める額 とする 。</p>	<p>路線バ ス事業 者 乗合タ クシー 事業者 航路事 業者</p>				
26	長崎県 離島・ 半島旅 客航路 緊急対 策事業 支援金	<p>新型コロ ナウイル ス感染症 の影響を 受けた旅 客航路の 確保、維 持を図 る。</p>	<p>複数の市町を結 ぶ航路または県 内の離島と他県 を結ぶ航路（補 助航路除く）に ついて、令和元 年度と令和2年 度の収支差額か ら既に支援を受 けた額を差し引 いた額</p>	<p>対象経 費の3 分の1 以内の 額と し、予 算の範 囲内 におい て定め る額と する。</p>	<p>航路事 業者</p>				
20	長崎県 公共交 通機関 環境整 備等支	<p>公共交通 機関が社 会経済活 動に必要 不可欠で</p>	<p>(1) 国が定める 地域公共交通 確保維持改善 事業費補助 金交付要綱附</p>	<p>(1) 国・ 県合 わせ て5</p>	<p>(1)及び (2) 一 般乗 合旅 客自</p>				

<p>援事業 補助金</p>	<p>あること から、ポ スト・コ ロナ時代 を見据え た地域公 共交通の 活性化及 び継続を 図る事業 に対する 支援を実 施する。</p>	<p>則（令和3 年2月16日 国総地第96 号、国鉄事第 633号、国自 旅第406号、 国海内第208 号、国空事 第1627号） （以下「地域 公共交通確保 維持改善事業 費補助金交付 要綱附則」と いう。）第8 条、及び訪日 外国人旅行者 受入環境整備 緊急対策事業 費補助金交付 要綱附則（令 和3年3月2 日 国総地第 100号、国鉄 総第398号、 国鉄都第187 号、国鉄事第 670号、国自 旅第427号、 国海内第210 号、国海外第 284号、国港 総第623号、 国空総第1054 号、観観産第 1865号、観参 第1127号） （以下「訪日 外国人旅行者 受入環境整備 緊急対策事業 費補助金交付 要綱附則」と いう。）第8 条による補助 金の交付決定 を受けている 場合、公共交 通事業者にお ける感染症拡 大防止対策設 備の導入等に 要する経費。 (2) 国が定める 地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱附則 第8条及び訪</p>	<p>分の 4以 内の 額か ら国 庫補 助金 額を 控除 した 額。</p>	<p>(2) 10 分の 7以 内</p>	<p>動車 運送 事業 を営 む者 のうち、 路線 定期 運行 事業者 一般 貸切 旅客 自動車 運送事 業に 掲げ る事 業を 営む 者一 般乗 用旅 客自 動車 運送 事業 者（ 福祉 輸送 事業 限定 を除 く） 第一 種鉄 道事 業者 軌道 運輸 事業 者一 般旅 客定 期航 路事 業者 本邦 航空 運送 事業 者（ 特定 本</p>
--------------------	---	---	---	-----------------------------------	--

日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則第8条による補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業については、その導入等に要する経費

邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路を運航する航空運送事業者に限り、航空旅客ターミナル施設を管理する者

(3) タクシー事業者において、ユニバーサルデザインタクシーの導入に要する費用のうち車両本体価格（新車に限る。消費税額を除く。）とする。この場合、本条第1項第1号または第2号の感染症拡大防止対策設備の交付決定を受けなければならない。

(3) 3 分の1以内ただし、いずれの場合も予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く）

新幹線対策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎新	九州新幹	補助対象者が九	予算の	長崎新

新幹線対策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				

幹線・ 鉄道利 用促進 協議会 補助金	線西九州 ルートの 実現を図 る	州新幹線西九州 ルートの実現の ために行う要望 活動、情報収集 活動並びに広報 及び啓発活動に 要する経費	範囲内 で知事 が定め る額	幹線・ 鉄道利 用促進 協議会
---------------------------------	---------------------------	---	-------------------------	--------------------------

長崎県告示第459号

長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成5年長崎県告示第78号の2）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から適用する。

なお、この要綱による改正後の長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱は、令和3年7月1日以後に事前協議を行うものに適用し、同日前の事前協議については、なお従前の例による。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理の特例)</p> <p>第30条 別表第3第9項の県外産業廃棄物を搬入しようとする県外排出事業者等は、事前に産業廃棄物の種類、数量等を記載した天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理に係る届出書（様式第11号。以下「天災等による届出書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該県外排出事業者等に代えて処分業者が天災等による届出書を提出することができる。</p> <p>3 知事は、第1項又は前項の規定により天災等による届出書が提出された場合は、速やかに、当該届出書に記載されている処分を行う事業場の存する市町の長に当該届出書の写しを送付し、当該届出に係る県外産業廃棄物の処理について意見を聴取するものとする。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、その旨を第1項の場合にあっては当該届出に係る県外排出事業者等に、第2項の場合にあっては処分業者に文書で通知するものとする。</p> <p>5 知事は、第3項の規定により意見を聴取した市町の長に対して、その審査の結果を通知するものとする。</p> <p>6 第20条第3項の規定は別表第3第9項の県外産業廃棄物を搬入しようとする県外排出事業者等について、第24条第1項の規定は第30条第4項の規定により通知を受けた県外排出事業者等について、第24条第2項の規定は第30条第4項の規定により通知を受けた処分業者について、第25条及び第28条第1項の規定は第30条第1項又は第2項の届出があった場合について準用する。この場合において、第20条第3項中「承認通知書の交付」とあるのは「第30条第4項の規定による通知」と、第24条第1項及び第2項中「承認通知書」とあるのは「第30条第4項の規定により通知された文書」と、第28項第1項中「承認事業者」とあるのは「第30条第4項の規定により通知を受けた県外排出事業者等又は処分業者」と、「第20条第1項の規定により交付された承認通知書」とあるのは「同項の規定により通知された文書」と読み替えるものとする。</p> <p>第31条 略</p>	<p>第30条 略</p>

<p>(書類の部数及び経由)</p> <p>第32条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条第1項、第11条第4項、第12条第3項、第13条第4項、第14条第1項、第18条第1項若しくは第2項(第22条第1項、第29条第6項において準用する場合を含む。)又は第29条第1項に規定するものにあつては3部、第22条第2項若しくは第3項、第25条又は第27条第1項若しくは第2項に規定するものにあつては2部、処理施設又は保管施設の設置場所を管轄する保健所長(長崎市及び佐世保市の保健所長を除く。)を経由して提出するものとし、第30条第1項若しくは第2項に規定するものにあつては1部を提出するものとする。</p> <p>第33条 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等</p> <p>ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)又は長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化的景観</p> <p>イ 略</p> <p>5～9 略</p> <p>別表第3(第18条関係)</p> <p>1～8 略</p> <p>9 天災等により緊急的な処理を要する産業廃棄物</p>	<p>(書類の部数及び経由)</p> <p>第31条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条第1項、第11条第4項、第12条第3項、第13条第4項、第14条第1項、第18条第1項若しくは第2項(第22条第1項、第29条第6項において準用する場合を含む。)又は第29条第1項に規定するものにあつては3部、第22条第2項若しくは第3項、第25条又は第27条第1項若しくは第2項に規定するものにあつては2部とし、処理施設又は保管施設の設置場所を管轄する保健所長(長崎市及び佐世保市の保健所長を除く。)を経由して提出するものとする。</p> <p>第32条 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等</p> <p>ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)又は長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市町が定める文化的景観</p> <p>イ 略</p> <p>5～9 略</p> <p>別表第3(第18条関係)</p> <p>1～8 略</p>
---	---

様式第1号から様式第4号まで、様式第7号から様式第10号まで及び様式第10号の2中「㊤」を削る。
 様式第10号の2の次に次の1様式を加える。

様式第11号（第30条関係）

県外産業廃棄物（天災等により緊急的な処理を要する）処理届

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
担 当 TEL

次のとおり県外産業廃棄物の処理を行いたいので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第30条第1項（第2項）の規定により、この届を提出します。

排出事業者	名 称	
	所 在 地	
産業廃棄物を排出する事業場	名 称	
	所 在 地	
	産業廃棄物の種類	
	産業廃棄物の数量	m ³ (t)
	産業廃棄物に関する事項	排出行程を示す書類・性状等を示す書類（必要に応じて分析証明書の写し ^{*1} ）
収集運搬業者	氏名又は名称	
	許 可 番 号	
処分業者	氏名又は名称	
	許 可 番 号	
	所 在 地	
	処 理 の 方 法	
	処 理 能 力	m ³ (t) /日
緊急的な処理を要する理由		
処 理 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

※1：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、品目によっては確認すること。

長崎県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
医療法人徳洲会 長崎北徳洲会病院	医療法人徳洲会 理事長 安富祖 久明	長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1号	令和3年5月1日	令和9年4月30日
医療法人 すみ歯科医院	医療法人 すみ歯科医院 理事長 角 徹	長崎県大村市上諏訪町883番地3	令和3年6月1日	令和9年5月31日
医療法人 Palette 上田皮ふ科	医療法人 Palette 理事長 上田 厚登	長崎県大村市小路口町244番地7	令和3年5月1日	令和9年4月30日
いづはらメンタルクリニック	医療法人 なかにわメンタルクリニック 理事長 中庭 洋一	長崎県対馬市厳原町今屋敷724番地	令和3年5月7日	令和9年5月6日
こながい薬局	株式会社マテリアメディカ 代表取締役 兒玉 稔	長崎県諫早市小長井町小川原浦654-5	令和3年5月8日	令和9年5月7日
はーとふる薬局	有限会社 一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市金谷町3-29 光楓ビル1階	令和3年5月11日	令和9年5月10日
おおふくじ医院	浦田 恵	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022-6	令和3年5月9日	令和9年5月8日
なの花薬局	株式会社 なの花 代表取締役 富永 律子	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷28-1	令和3年6月1日	令和9年5月31日

長崎県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
上田皮ふ科	上田 厚登	長崎県大村市小路口町244番7号	令和3年4月30日
大福地外科胃腸科医院	大福地 千之助	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022番地6	令和3年5月8日

長崎県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
新上五島訪問介護事業所	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	社会福祉法人 ガイアの杜 理事長 田平 一吉	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	介護予防訪問介護	令和3年5月1日
新上五島訪問介護事業所	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	社会福祉法人 ガイアの杜 理事長 田平 一吉	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	訪問介護	令和3年5月1日
グループホーム あいりん	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	社会福祉法人 ガイアの杜 理事長 田平 一吉	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年5月1日
新上五島デイサービスセンター	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	社会福祉法人 ガイアの杜 理事長 田平 一吉	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地10	通所介護	令和3年5月1日

長崎県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	有限会社たすかる グループホーム たすかる	長崎県南島原市深江町戊2975番地6	有限会社 たすかる 代表取締役 小谷 和裕	長崎県南島原市深江町戊2975番地6	所在地変更	令和3年5月1日
新		長崎県南島原市深江町戊2975番地				

旧	有限会社たすかる デイサービスたす かる	長崎県南島原市深 江町戊2975番地6	有限会社 たすか る 代表取締役 小谷 和裕	長崎県南島原市深 江町戊2975番地6	所在地変更	令和3年5月1日
新		長崎県南島原市深 江町戊2975番地2				

長崎県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		サービスの種類	休止年月日
株式会社 やす なが	長崎県大村市池田 2丁目284番地の 7	株式会社 やすな が 代表取締役 安永 正昭	長崎県大村市池田 2丁目284番地の 7	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	令和2年6月30日

長崎県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	近藤 和史	長崎県西彼杵郡時津 町元村郷1102-1 トーカンマンション 時津406号	治療院KON堂 (出張専門)	長崎県西彼杵郡時津町 元村郷1102-1 トーカンマンション時 津406号	令和3年5月1日
はり・きゅう	細波 千明	長崎県諫早市貝津ヶ 丘453-157	小人の鍼屋	長崎県諫早市貝津ヶ丘 453-157	令和3年5月19日

長崎県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整備	なかやま整骨院 (中山 直秀)	長崎県平戸市岩の上町1506	長崎県平戸市岩の上町1506	令和3年5月6日
新				長崎県平戸市新町43-1	

長崎県告示第467号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略						1～8 略					
9	長崎県事業継続支援給付金補助金	長崎市内への営業時間短縮要請等に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	営業時間短縮要請等の影響で売上が大幅に減少した事業者への給付金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	長崎市						

長崎県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町比田勝字水ヶ浦901の第1、901の第2、902から914まで、917、919
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水ヶ浦904・906・912・914（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市厳原町西里字影平19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市峰町櫛字在家147の27
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 勝本石田線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部39番1地先から 壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部46番地先まで	前	13.1~17.7	55.2	
	後	17.7~31.1	55.2	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
時津10工区複合商業施設
長崎県西彼杵郡時津町日並郷字火籠1320番109 外2筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社新出光 代表取締役 出光 泰典
福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社ティービーコーポレーション 代表取締役 栗林 宏光
長崎県諫早市津久葉町6番地10
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
外2者
(変更後)
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
外2者
- (4) 変更の年月日
令和3年4月1日

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグストアモリ波佐見店
 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原492番1 外
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗の新設
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,410平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
 波佐見町長 一ノ瀬 政太
 - (2) 意見書の内容
 - ア 交通関係（駐車場）
 - ①駐車場の出入口には警察指導のもとカーブミラーの設置をお願いしたい。また、開店時等の繁忙期には警備員等の配置をお願いしたい。
 - ②県道川棚有田線は通学路であるため、特に下校時間帯については来客者に注意を払うようご配慮願いたい。
 - イ 騒音関係
 騒音問題等生じないよう配慮願いたい。
 - ウ 廃棄物関係
 駐車場や周辺道路等へのゴミ散乱防止、ゴミ排出抑制にご配慮願いたい。
 - エ その他
 - ①当該施設に係る雨水排水路等の清掃活動にも努めるなど、地元自治会等との連携を図り環境美化に配慮願いたい。
 - ②住民説明会等の議事録、提出された意見や要望に対する回答または方針を提出願いたい。
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
 長崎県産業労働部経営支援課、及び長崎県北振興局商工水産部商工観光課、波佐見町商工振興課

土地改良区の役員の住所変更（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小迎南風崎土地改良区から次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

役職名	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理事	中村 正俊	西海市大瀬戸町多以外郷2402番地	西海市西海町七釜郷1515番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、松浦市長から公共測量（数値地形図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年6月18日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市志佐町白浜免	令和3年5月31日から 令和4年1月31日まで

交 通 局 公 告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 916キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年5月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(氏名) 株式会社西日本宇佐美 九州支店 支店長 佐藤 義英
(住所) 福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 5 随意契約に係る購入単価
109,870円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第12号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則 (昭和51年長崎県教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1 (第2条関係) ㊦ 高等学校	別表第1 (第2条関係) ㊦ 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校		松浦市	全日制	普通科 商業科 地域科学科
略				

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校		松浦市	全日制	普通科 商業科
略				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第2号

令和4年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和3年6月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

令和4年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

[県立高等学校]
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項	
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。	
		※ { 普通科200 国際科 80 }			
長 崎 西	普 通	200	5		
	理系コース	80	2		
長 崎 南	普 通	240	6		
長 崎 北	普 通	240	6		
長 崎 北 陽 台	普 理 通 数	40	1		
佐 世 保 南	普 通	240	6		
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6		()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西	普 通	240	6		()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
宇 久	普 通	40	1		
島 原	普 理 通 数	200	5		
	理 数	40	1		
諫 早	普 通	280 (160)	7		
西 諫 早 陵 東 村	普 普 普 数 理 探 究	240 80 240 40	6 2 6 1		
猶 興 館	普 理 通 数	40	1		
松 浦	普 地 域 科 学 業	0 80	0 2	募集停止 新設	
対 馬	商 普 商 国 際 文 化 交 流	40 120 40 40	1 3 1 1		
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 普 普 普 衛 生 看 護	40 80 160 160	1 2 4 4		
五 島 南 留 崎 杵	普 普 普 普	40 80 40 80	1 2 1 2		
西 彼	普 通	80	2		

国	見	普	通	120	3
小	浜	普	通	40	1
		総 合 ビ ジ ネ ス		40	1
口	加	普	通	54	} 2
		福 祉	社 通	26	
		普	通		
			グローカルコース	40	1
川	棚	普	通	80	2
		生 活 総 合		40	1
波	佐 見	普	通	60	} 2
		美 術 ・ 工 芸		20	
		商 業		40	1
北	松	普	通	40	1
上	五	普	通	120	3
		電 気 情 報		40	1
中	五	普	通	40	1
島	原 農	農 業 ビ ジ ネ ス		40	1
		食 品 サ イ エ ン ス		40	1
		生 活 創 造		40	1
諫	早 農 業	農 業 科 学		40	1
		動 物 科 学		40	1
		環 境 創 造		40	1
		農 業 土 木		40	1
		バ イ オ 園 芸		40	1
		食 品 科 学		40	1
		生 活 科 学		40	1
北	松 農 業	生 物 生 産		40	1
		食 品 流 通		40	1
		生 活 科 学		40	1
西	彼 農 業	食 料 サ イ エ ン ス		40	1
		生 活 デ ザ イ ン		40	1
長	崎 工 業	機 械		40	1
		機 械 シ ス テ ム			
			電子機械コース	} 40	1
			造船コース		
		電	気	40	1
		電 子 工 学		40	1
		情 報 技 術		40	1
		建 築		40	1
		工 業 化 学		40	1
		イ ン テ リ ア		40	1
佐	世 保 工 業	機 械		40	1
		電 子 機 械		40	1
		電 子 気		40	1
		電 子 工 学		40	1
		建 築		40	1

鹿 町 工 業	土 機	木 械	40	1
	電 機	電 気	40	1
	電 子 工 学	電 子 工 学	40	1
	土 木 技 術	土 木 技 術	40	1
島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気 電 子	電 気 電 子	40	1
	建 築 技 術	建 築 技 術	40	1
大 村 工 業	機 械 シ ス テ ム	機 械 シ ス テ ム	80	2
	電 子 工 学	電 子 工 学	40	1
	電 子 工 学	電 子 工 学	40	1
	建 築 技 術	建 築 技 術	40	1
	建 設 工 業	建 設 工 業	40	1
	化 学 工 学	化 学 工 学	40	1
	会 計 ビ ジ ネ ス	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2
	情 報 マーケティング	情 報 マーケティング	80	2
佐 世 保 商 業	国 際 コミュニケーション	国 際 コミュニケーション	40	1
	商 業	商 業	40	1
	情 報 処 理	情 報 処 理	40	1
	家 政 業	家 政 業	40	1
島 原 商 業	商 業	商 業	160	4
	情 報	情 報	40	1
	国 際 コミュニケーション	国 際 コミュニケーション	40	1
諫 早 商 業	商 業	商 業	80	2
	情 報 処 理	情 報 処 理	40	1
老 岐 商 業	水 産	水 産	80	2
	総 合	総 合	80	2
長 崎 鶴 洋	総 合	総 合	160	4
	総 合	総 合	120	3
長 崎 明 誠	総 合	総 合	160	4
	総 合	総 合	40	1
佐 世 保 東 翔	総 合	総 合	80	2
	総 合	総 合	80	2
大 村 城 南	総 合	総 合	160	4
	総 合	総 合	40	1
平 島 海 陽	総 合	総 合	80	2
	総 合	総 合	80	2
五 島 南 陽	総 合	総 合	80	2
	総 合	総 合	80	2
島 原 翔 南	総 合	総 合	160	4
	総 合	総 合	160	4
清 島 海 陽	総 合	総 合	80	2
	総 合	総 合	80	2
合 計	総 合	総 合	8,680	217

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業	40	1	
島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業	普 通	40	1	昼間部
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	建 築	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
佐 世 保 工 業	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

[県立中学校]

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

正 誤

令和3年6月8日付け長崎県公報第11026号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
3020	45	5 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）	5 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 6 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）

令和3年4月16日付け長崎県公報第11012号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2766	30	漁港施設用地（船揚場）	港湾施設用地（船揚場）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト